

静岡市規則第34号

静岡市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市情報公開条例施行規則（平成15年静岡市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第6条第1項に規定する」を「第6条第1項の」に改める。

第3条第1項中「定める通知書」の次に「を送付すること」を加え、同条第2項中「決定期間の延長に係る」を削り、「によるもの」を「を送付することにより行うもの」に改め、同条第3項中「決定期間の延長に係る」を削り、「によるもの」を「を送付することにより行うもの」に改める。

第4条第1項第1号中「第三者」を「当該第三者」に改め、同項第2号中「の提出期限」を「を提出する期限」に改め、同条第2項中「及び」を「又は」に、「によるもの」を「を送付することにより行うもの」に改め、同条第3項中「によるもの」を「を送付することにより行うもの」に改める。

第5条ただし書中「により行うもの」を削る。

第8条を削る。

第7条第1項中「条例第20条第1項の静岡市情報公開審査会（以下「審査会」という。）」を「審査会」に、「実施機関」を「諮問庁」に改め、同条第2項中「実施機関」を「諮問庁」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による答申は、諮問庁に答申書を送付することにより行うものとする。

第7条に次の1項を加え、同条を第8条とする。

4 諮問庁は、前項の裁決において、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第50条第1項第1号の主文が第2項の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を同条第1項第4号の理由として記載しなければならない。

第6条の次に次の1条を加える。

（審査会への諮問等）

第7条 条例第18条第1項の規定による静岡市情報公開審査会（以下「審査会」という。）への諮問は、諮問書（様式第9号）を提出することにより行うものとする。

2 前項の規定により提出する諮問書には、次に掲げる書面の写しを添付するものとする。

- (1) 行政不服審査法第19条第1項に規定する審査請求書又は同法第21条第2項に規定する審査請求録取書
- (2) 公文書公開請求書
- (3) 第3条第1項各号の通知書（公開請求に係る不作為についての審査請求の場合を除く。）

3 条例第18条第2項の規定による通知は、諮問通知書（様式第10号）を送付することにより行うものとする。

第9条の見出しを「(審査会の会長)」に改め、同条第6項から第9項までを削る。

第12条を第18条とし、第11条を第17条とし、第10条を第16条とし、第9条の次に次の6条を加える。

(審査会の会議)

第10条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審査会の庶務)

第11条 審査会の庶務は、総務局コンプライアンス推進課において処理する。

(委員の除斥等)

第12条 次の各号のいずれかに該当する委員は、審査請求に係る事件の調査審議に参加することができない。

- (1) 審査請求人
 - (2) 参加人
 - (3) 公開請求者（前2号に掲げる者を除く。）
 - (4) 当該審査請求に係る公文書の公開について実施機関に対し意見書を提出した者（第1号及び第2号に掲げる者を除く。）
 - (5) 前各号に掲げる者の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族、同居の親族、代理人、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
 - (6) 前号に掲げる者であった者
- 2 審査請求人又は参加人は、委員について、審査請求に係る事件の調査審議の公正性に疑いを生じさせるおそれのある事情があると思料するときは、審査会に対し、当該委員を当該事件の調査審議に参加させないことを求めることができる。この場合において、審査会は、当

該求めに理由があると認めるときは、当該委員を当該事件の調査審議に参加させないことを決定するものとする。

- 3 委員は、自らについて、審査請求に係る事件の調査審議の公正性に疑いを生じさせるおそれのある事情があると思料するときは、審査会の許可を得て、当該事件の調査審議に参加しないことができる。

(意見の陳述の手續)

第13条 条例第22条の規定による意見の陳述の申立ては、書面により行うものとする。

(補佐人)

第14条 条例第22条の規定による意見の陳述において、審査請求人等は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

- 2 前項の規定による許可を得ようとする者は、書面により申し出るものとする。

(弁明書等の提出)

第15条 諮問庁は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用される同法第29条第2項の規定により弁明書の提出があったとき、又は弁明書を作成したときは、当該弁明書の写しを審査会に提出するものとする。

- 2 諮問庁は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用される同法第30条第1項の規定により審査請求人から反論書の提出があったときは、当該反論書の写しを審査会に提出するものとする。

- 3 諮問庁は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用される同法第30条第2項の規定により参加人から意見書の提出があったときは、当該意見書の写しを審査会に提出するものとする。

- 4 諮問庁は、次に掲げる手續について記録を作成したときは、当該記録の写しを審査会に提出するものとする。

(1) 行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用される同法第31条第2項の規定により審査請求人又は参加人にさせた意見の陳述

(2) 行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用される同法第34条の規定による参考人の陳述又は鑑定

(3) 行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用される同法第35条第1項の規定による検証

(4) 行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用される同法第36条の規定による質問

(5) 行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用される同法第37条第1項又は第2項の規定による意見の聴取

5 諮問庁は、行政不服審査法第32条第1項又は第2項の規定により証拠書類若しくは証拠物又は処分の理由となる事実を証する書類その他の物件の提出があった場合において、当該提出物が書面であるときはその写しを審査会に提出し、当該提出物が書面でないときは当該提出物が提出された旨を審査会に通知するものとする。

6 諮問庁は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用される同法第33条の規定による求めに応じ物件の提出があった場合において、当該物件が書面であるときはその写しを審査会に提出し、当該物件が書面でないときは当該物件が提出された旨を審査会に通知するものとする。

別表中「第11条関係」を「第17条関係」に改める。

様式第9号を次のように改める。

様式第9号（第7条関係）

第 号
年 月 日

（宛先）静岡市情報公開審査会

静岡市長 氏 名

諮 問 書

審査請求があったので、静岡市情報公開条例第18条第1項の規定により次のとおり諮問します。

| | |
|---------------------|-------|
| 審 査 請 求 人 | |
| 審査請求に係る 処分又は公開請求 | |
| 審査請求が 提起された日 | 年 月 日 |
| 担 当 課 | 電話番号 |
| 備 考 | |

様式第9号の次に次の1様式を加える。

様式第10号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

諮問通知書

次の審査請求について静岡市情報公開審査会に諮問したので、静岡市情報公開条例第18条第2項の規定により通知します。

| | |
|----------------------------------|-------|
| 審 査 請 求 人 | |
| 審 査 請 求 に 係 る 処 分 又 は 公 開 請 求 | |
| 審 査 請 求 が 提 起 さ れ た 日 | 年 月 日 |
| 諮 問 を し た 日 | 年 月 日 |
| 担 当 課 | 電話番号 |
| 備 考 | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。